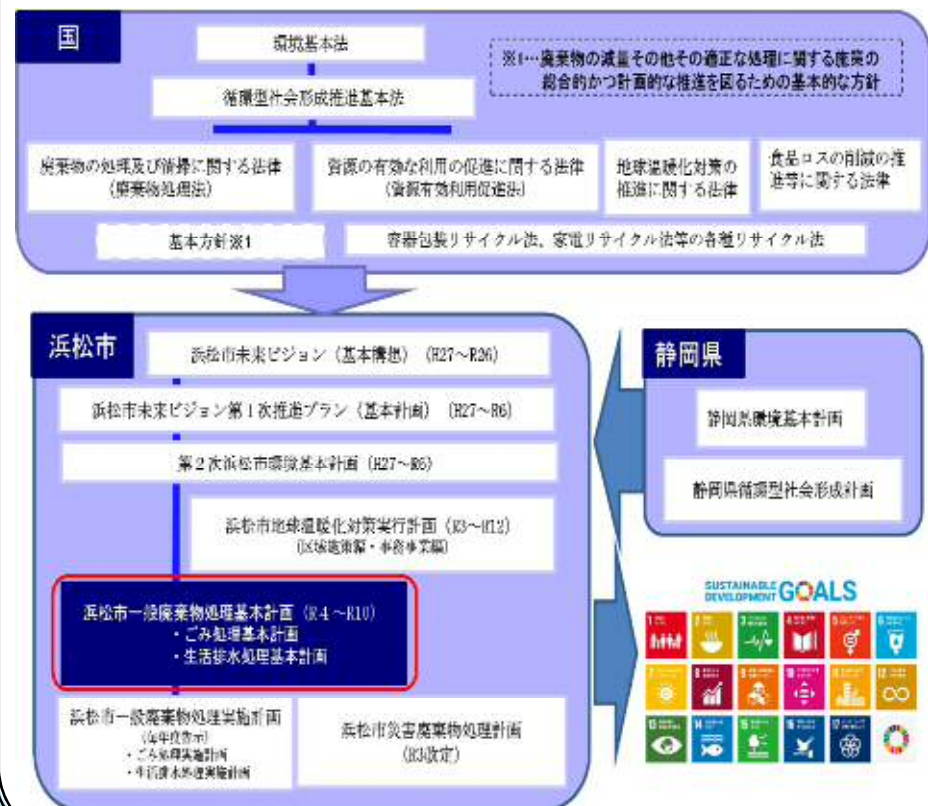


浜松市一般廃棄物処理基本計画『生活排水処理基本計画編（改定版）』の概要

◆ 浜松市一般廃棄物処理基本計画『生活排水処理基本計画編』とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定する本市の生活排水処理の方向性を示す計画

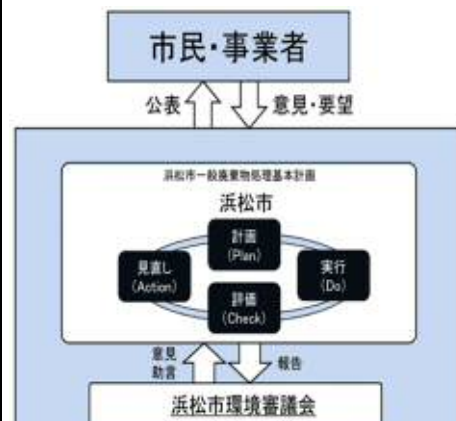
◆ 計画の位置付け



◆ 計画の進行管理

計画の進捗は廃棄物処理課が管理し、以下の内容の実施とともに PDCA サイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

- ・浜松市環境審議会への報告
- ・市ホームページ等での公表



◆ 計画の期間 令和4年度～令和10年度



◆ 改定のポイント

中間目標年度までの取り組み状況や関連法令・計画の策定・見直しなど社会情勢の変化を反映。

- 基本理念・基本方針の見直し
 - 新たに基本理念を「市民・事業者・市の連携による水環境改善の取組の推進」とし、基本方針を見直すとともに、SDGsの目標と関連付け、目標との関連性が見える化。
- 計画目標の見直し
 - 将来人口及び処理形態別人口の推計を踏まえ、計画目標値を見直した。

一般廃棄物処理基本計画
生活排水処理基本計画編

基本理念

市民・事業者・市の連携による 水環境改善の取組の推進

基本方針

基本方針1 「水環境改善のための目的意識の向上」

◆ 水環境改善に向けて、市民団体、自治会との意見交換会や小学生等を対象とした環境教育教室の開催を通じて、地域全体としての目的意識向上に取り組みます。また、本市の水環境の現状を広報誌や市ホームページ等で情報発信していきます。

- 1 市民団体や自治会等との連携
- 2 広報誌やインターネット等を用いた情報発信



基本方針2 「生活排水による水環境への負荷低減」

◆ 川や湖の水質を保全するため、公共下水道整備予定区域内では効率的に整備し、接続率の向上を図るため、職員により計画的かつ効率的な戸別訪問を実施します。公共下水道整備予定区域外では、合併処理浄化槽の普及促進を図り、適正に維持管理されるよう周知啓発します。

- 1 公共下水道の整備と接続率の向上
- 2 合併処理浄化槽への設置替えと適正管理



基本方針3 「くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制の継続」

◆ し尿処理施設では、年次計画により安定的な処理体制の継続を図ります。また、大規模災害時においても、し尿処理体制が継続できるよう、防災訓練の実施や施設保全計画を策定します。

- 1 し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理
- 2 大規模災害に対応したし尿処理体制の継続



◆ 計画の目標値

令和10年度（最終目標年度）

汚水衛生処理率

95.3%

※汚水衛生処理率とは

生活雑排水を衛生的に処理しているのかを示す数値
公共下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水人口を総人口で割ったもの